

大規模地震防災対策に関する最近の動きについて

内閣府政策統括官（防災担当）
大規模地震防災対策推進検討会（第1回）
令和7年7月24日

南海トラフ巨大地震

○南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定（平成26年3月）から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた本格的な検討を実施

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）

関東から九州地方にわたる広い範囲で強い揺れが発生し、巨大な津波が到達

死者数：最大 約33万2千人

全壊棟数：最大 約250万4千棟

減災目標

死者数：おおむね8割減少、全壊棟数：おおむね5割減少

- 津波対策 ・ハザードマップを公表し、訓練を実施した市町村の割合【 14% (H24)⇒ 100% (R5)】
・津波避難ビル等を指定している市町村の割合 【 28% (H23)⇒ 100% (R5)】等
- 地震対策 ・住宅の耐震化率 【 79% (H20)⇒ 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 (R7)】
・都市ガス設備における耐震性の高い導管の導入率 【 80.6% (H24)⇒ 90% (R7)】等

<検討の流れ> ※1）内閣府に設置 ※2）中央防災会議防災対策実行会議の下に設置 ※3）南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて議論

① 令和5年2月3日～ 南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 ※1

→ 最新の知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定 の計算手法を検討。

② 令和5年4月4日～ 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ ※2

→ 防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等を検討。

②-1 令和6年6月26日～11月21日（11月26日報告書とりまとめ）
令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ ※2

→ 令和6年能登半島地震の災害対応における課題・教訓を整理し、とるべき応急対策・生活支援対策を総合的に検討。

②-2 令和6年9月9日～ 令和6年8月8日の日向灘を震源とする南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応の検証 ※3（12月20日とりまとめ）

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書（令和7年3月31日報告書とりまとめ）

③ 基本計画の見直し

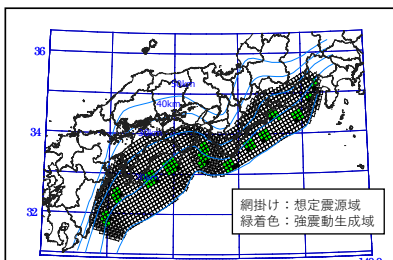
想定される震度分布・津波高等 (R7)

南海トラフ巨大地震対策検討WG
報告書説明資料 令和7年3月

- 新たな知見に基づいて地盤データや地形データの更新等を行い、想定される震度分布や津波高等を計算
- 震度6弱以上または津波高3m以上となる市町村は、31都府県の764市町村に及び、その面積は全国の約3割、人口は全国の約5割を占め、影響は超広域にわたると想定
- 地形データの高精度化等により、前回の想定と比較して、より広範囲で浸水が発生する想定となることが判明

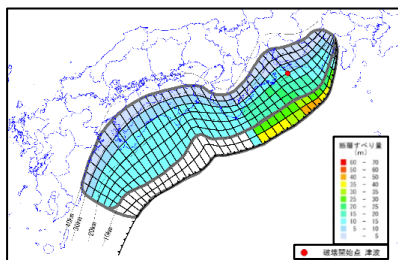
使用モデル

- ・南海トラフ周辺のフィリピン海プレートの形状及び震源断層域について、更新が必要となるような新たな知見はないことから、**強震断層モデル及び津波断層モデルは、H24被害想定から変更しない。**



※4ケース+経験的手法1ケースで実施
(上記は基本ケース)

強震断層モデル

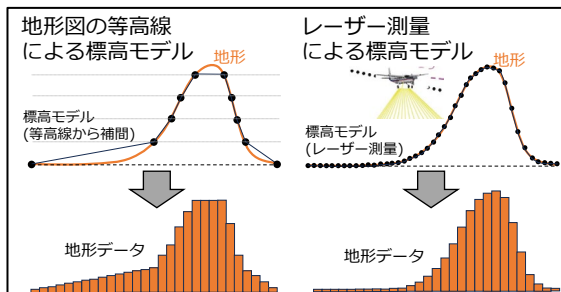


※基本5ケース、派生6ケースで実施
(上記は「駿河湾～紀伊半島沖」に
「大すべり域+超大すべり」域を設定したケース)

津波断層モデル

主な変更項目

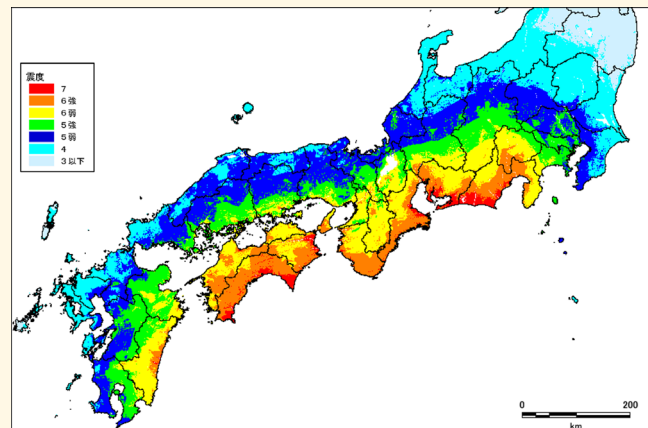
- ・地形データの
高精度化
- ・浅部・深部の
地盤データの更新



地形データの高精度化 (イメージ)

見直しによる主な変化

- 津波浸水範囲の変化
- 震度分布の変化



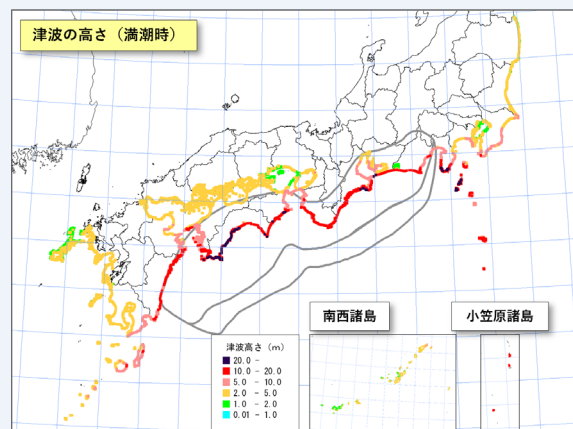
【強震波形4ケースと経験的手法の震度の最大値の分布】

神奈川県から鹿児島県
までの主に太平洋側の
広い範囲で震度6弱
以上が発生

震度6弱以上の市町村数
601市町村→600市町村

静岡県から宮崎県まで
の主に沿岸域の一部で
震度7が発生

震度7の市町村数
143市町村→149市町村



【全割れ全11ケースの最大包絡の津波高 (満潮時)】

福島県から沖縄県の太平洋側
の広い範囲で高さ3m
以上の津波が到達

高知県幡豆郡黒潮町、
土佐清水市で
最大約34mの津波

静岡県静岡市、焼津市、和歌
山県東牟婁郡太地町、東牟婁
郡串本町で1m以上の津波が
最短2分で到達

福島県から沖縄県の広い範囲
で津波による浸水が発生
(深さ30cm以上の浸水域域
3割増加)

※精度については、技術的な限界に加え、同様の地震が必ず発生するものではないことに注意が必要。
※マクロでの影響を検討するために全国的な妥当性を確認しながら計算しているため、各地域における影響はより詳細なデータ条件下で妥当性を確認しながら算出する必要。

○前回の検討以降、南海トラフ巨大地震対策は一定程度進展。一方、社会状況は大きく変化しており、防災対策の進捗や社会状況の変化、過去の自然災害の経験や得られた教訓を踏まえて、検討を実施

○主な防災対策の進捗状況

- ・住宅の耐震化率※¹（約 79 % (H20)⇒ 約90 % (R5)）
- ・災害拠点病院等の耐震化率※¹（約 89 % (H29)⇒ 約 95 % (R4)）
- ・海岸堤防の整備率※⁴（約 39 % (H26)⇒ 約 65 % (R3)）
- ・液状化ハザードマップの公表率※¹（約 21 % (H30)⇒ 約 100 % (R3)）
- ・津波避難意識の向上（早期避難率）（20% ⇒ 29～53% ※²）
- ・住民の防災意識向上につながる訓練を実施した市町村の割合※³（約 79 % (H30)⇒ 約 86 % (R6)）
- ・自主防災組織による活動カバー率※⁵（約 80 % (H25)⇒ 約 90 % (R5)）
- ・企業のBCP策定率※¹（大企業 約54% (H25)⇒約76% (R5)、中堅企業 約25% (H25)⇒約46% (R5)）

※1：全国 ※2：複数年度における国民向けインターネットオンラインモニター調査 ※3：推進地域にあり津波災害警戒区域を含む市町村 ※4：南海トラフ地震による被害が想定されている地域等 ※5：推進地域の全都府県

○10年間の主な社会状況の変化

影響要因	取り巻く情勢の変化	南海トラフ巨大地震発生後における社会への影響（想定）
人口動態	■ 人口減少・高齢化の進展や単身世帯の増加、過疎地域 ■ 外国人労働者や訪日外国人の増加	■ 要配慮者、要支援者の増加、被災地の孤立化 ■ 被災者の聴覚や視覚などの心身の状況や避難先の状況などに配慮した災害情報の伝達が重要
ライフスタイル	■ 遠距離通勤・通学 ↔ リモートワーク・学習の普及 ■ 共働き世帯の増加、地域コミュニティの縮小（地域外コミュニティの多様化） ■ スマホ、キャッシュレス決済、ネットショッピングの普及 ■ 在宅医療・訪問介護の利用拡大	■ 膨大な帰宅困難者 ↔ 帰宅困難の抑制、就労等の継続 ■ 帰宅困難時、同居家族のケアが困難。「共助」期待できず（新たなコミュニティへの期待） ■ 通信障害等で情報難民、買い物難民に ■ 被災前と同等の利用が困難
財政・金融・経済	■ 長期金利の上昇局面 ■ 物価高→賃上げ・価格転嫁できない企業の倒産	■ 復旧・復興財源の確保に支障 ■ 防災対策、復旧・復興費用の増大
土地・建物、交通・物流	■ 高層ビル、タワーマンションの増加、放置空き家の増加 ■ 鉄道、航空の計画運休の浸透	■ エレベーター停止等に伴う高層階住人等の生活環境悪化、地震による倒壊に伴う交通への支障 ■ 社会全体でのリスク回避意識の浸透
エネルギー・食料品	■ 高い海外依存度 ■ ガソリンスタンドの減少	■ エネルギー・食料品の安定供給に支障 ■ 緊急車両、防災拠点等への給油に支障
社会の担い手	■ 建設業、運輸業、医療等の従事者の減少 ■ 消防団員の減少	■ 支援が届くまでに時間がかかる ■ 被災地域内の救助・救命に支障
技術革新	■ 5 G、ビッグデータの活用 ■ クラウド、R P A ■ ドローン	■ 遠隔操作での応急対策や災害復旧が可能、精度の高い状況分析や将来の予測が可能 ■ データ消失からの保護、応急対策の効率化 ■ 被害状況の把握や孤立世帯等への物資運搬

○近年の自然災害等における課題等

- ・平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震等 → 災害関連死対策等の防災対策の充実
- ・令和6年8月8日の日向灘を震源とする地震 → 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の対応を踏まえた、地域での備えによる効果を向上させるための改善

南海トラフ巨大地震の被害想定（R7 最大クラスの地震）

南海トラフ巨大地震対策検討WG
報告書説明資料 令和7年3月

- 想定される最新のハザードを対象に、最新の知見に基づく推計手法の見直しや地形データの更新、建物の耐震化等の現在の状況等を踏まえて、被害想定を見直し
- これまでの対策の効果は一定程度あるものの、強い揺れや津波が広域で発生することにより、膨大な数の死者や建物被害、全国的な生産・サービス活動への影響等、甚大な被害が発生

	H26基本計画	R7被害想定
死者数	約21.9万人～ 約33.2万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)	約17.7万人～ 約29.8万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%) ※地震動：陸側、津波ケース①、冬・深夜、風速8m/s
建物倒壊	約9.3万人	約7.3万人
津波	約11.6万人～約22.9万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)	約9.4万人～ 約21.5万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)
地震火災	約1.0万人	約0.9万人
全壊焼失棟数	約250.4万棟	約235.0万棟 ※地震動：陸側、津波ケース⑤、冬・夕方、風速8m/s
揺れ	約150.0万棟	約127.9万棟
津波	約14.6万棟	約18.8万棟
地震火災	約85.8万棟	約76.7万棟
電力（停電軒数）	最大 約2,710万軒	最大 約2,950万軒
情報通信（不通回線数）	最大 約930万回線	最大 約1,310万回線
避難者数	最大 約950万人	最大 約1,230万人
食糧不足（3日間）	最大 約3,200万食	最大 約1,990万食
資産等の被害	約169.5兆円	約224.9兆円
経済活動への影響	約44.7兆円	約45.4兆円

※災害関連死者については、過去災害（東日本大震災の岩手県及び宮城県）及び能登半島地震の実績に基づいて想定した場合、最大約2.6万人～5.2万人と推計（上記死者数には含まれない）
（過去に類を見ない被害規模かつ超広域にわたって被害を生じると考えられる南海トラフ巨大地震では、過去災害でみられたような外部からの応援等が困難になることが考えられ、発災後の状況によっては、被災者が十分な支援等を受けられずに、災害関連死の更なる増加につながるおそれがある。）

※ケース①：「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定した場合、ケース⑤：「四国沖～九州沖」に「大すべり域＋超大すべり域」を設定した場合

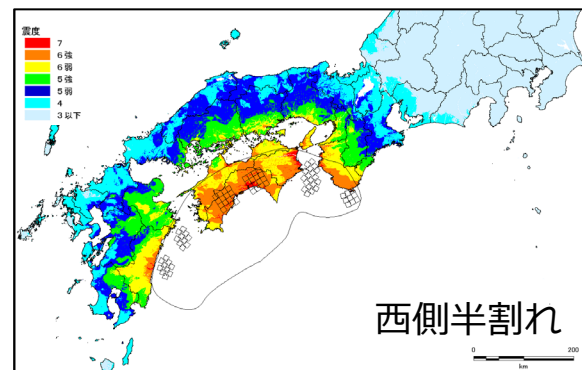
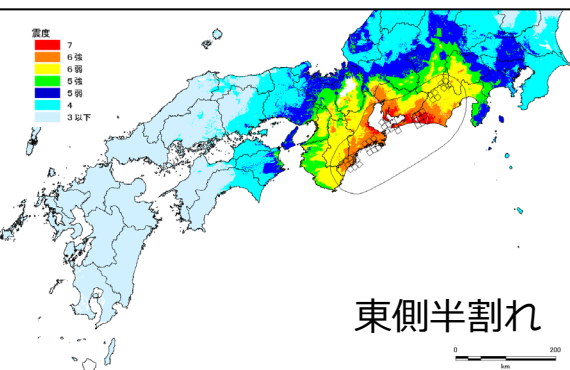
○超広域かつ甚大な被害が発生する中で、リソース不足等の困難な状況が想定され、あらゆる主体が総力をもって災害に臨むことが必要

6

(R7 時間差を置いて発生する地震の被害、地域特性に応じた被害)

- 過去の南海トラフの地震では、時間差を置いてM8クラスの地震が発生した事例（いわゆる、半割れケース）が知られているため、「南海トラフ地震臨時情報」等による後発地震への注意など、その特徴を踏まえた被害想定を算出
- 後発地震が発生した場合、地震の揺れや津波高は、最大クラスの地震の揺れや津波高を大きく超えることはないが、震度6弱以上の揺れや浸水深1m以上の浸水に続けて2回暴露される地域も存在
- また、行政のみならず、施設管理者、民間企業、地域、住民一人ひとりが、備えるべきことを具体的に確認するための材料として、地域特性に応じた被害想定を作成。被害形態が多岐にわたるとともに、内・外の主要産業にも影響する可能性がある

時間差を置いて発生する地震の被害想定



	先発地震 東半割れ	後発地震 西半割れ
揺れによる全壊棟数	約 684,000棟	約 594,000棟 ※単独で発生するより31,000棟の被害が増加。
津波による死者 (後発地震では先発地震の影響による避難意識が高くなると設定)	約 29,000人	単独で発生する場合の約66,000人に対し、 約 13,000人
津波による死者 (上記に加え、早期に津波が到達する地域の住民が事前避難をした場合)		単独で発生する場合の約66,000人に対し、 約 700人

留意事項：今回想定した時間差で発生する地震はあくまで一例であり、それ以外の多様なパターンも想定されることに注意が必要
：最大クラスの半割れモデルで推計した揺れや津波であり、必ずしも過去に発生した地震を再現するものではない。
：最初の地震の影響による堤防の破壊や地殻変動については、2回目の地震による津波推計では考慮していない。

○後発地震による新たな被害軽減のためには、南海トラフ地震臨時情報や、後発地震発生までの時間を最大限活用して適切な対策・対応をとることが必要

地域特性に応じた被害想定

大都市の中心市街地

- ・暴露人口が多く、避難生活・災害医療に係るリソースが不足
- ・多数の企業が被災。日本経済全体が停滞
- ・高層ビルでの長周期地震動・エレベーター被害等が発生

沿岸部の工業地帯

- ・工場や港湾が被災。サプライチェーンの寸断や地域経済の停滞が発生
- ・ライフライン供給に関わる施設が被災。ライフラインが長期停止

中山間地域、半島・離島

- ・人口減少が顕著なことにより、被害拡大や被災者支援困難な状況等が発生
- ・インフラ・ライフラインや生活に必要な施設が限定的であり、地域・集落の孤立等が発生。生活への影響が長期化

海抜ゼロメートル地帯

- ・広範囲の浸水によって多数の人的被害や避難者等が発生
- ・長期浸水によって交通・ライフラインが停止。居住継続や医療継続、事業の再開・継続が困難となる状況が発生
- ・避難距離が長距離に及び、逃げ切れずに多数の人が死傷

被災地内・外の主要産業への影響

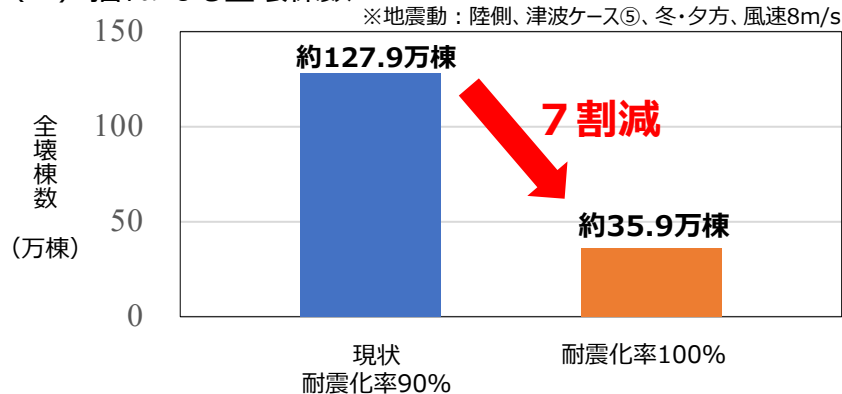
- ・サプライチェーンを通じて被災地外の企業にも影響が及び、関連産業全体の生産が低下。
- ・貿易赤字の拡大や我が国全体の産業が空洞化

各地域の地域特性によって、異なる被害や影響が発生

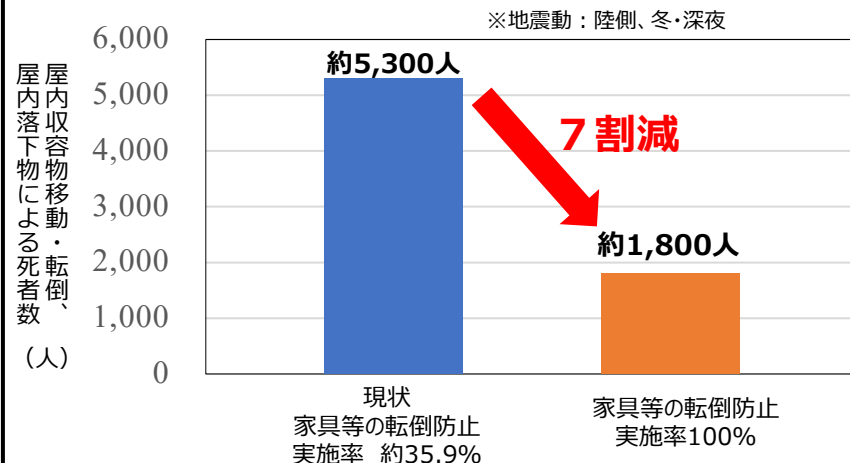
- 防災対策を推進した場合に見込まれる被害軽減効果を試算。
- 建物の耐震化や津波からの早期避難など、個人でも取り組める対策により、被害が大幅に軽減することが見込まれる。

強震動に対する主な防災対策

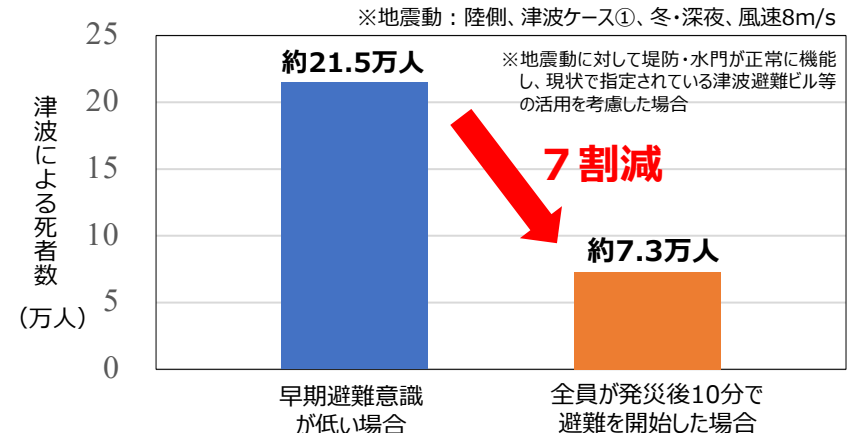
(1) 揺れによる全壊棟数



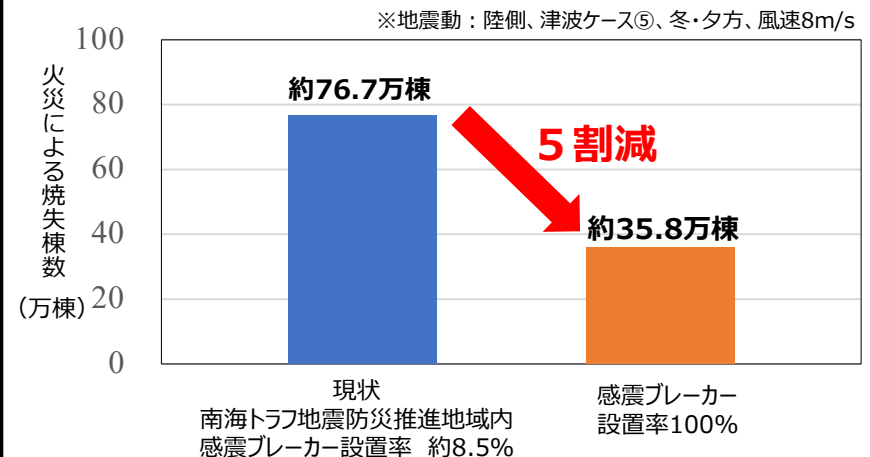
(2) 家具等の転倒・落下防止対策の強化



津波に対する主な防災対策



火災に対する主な防災対策



南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要(令和7年7月1日中央防災会議決定)

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

- 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭においた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることが重要

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1～13の防災対策を推進

- | | | |
|--------------------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 1 「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化 | 6 国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応 | 10 訓練等を通じた実効性のある対策の推進 |
| 2 地震動（強い揺れ）及び火災に伴う被害への対応 | 7 時間差をおいて発生する地震への対策等の推進 | 11 防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進 |
| 3 巨大な津波に伴う被害への対応 | 8 複数の災害等への同時対応（複合災害対策） | 12 総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化 |
| 4 超広域かつ多分野にわたる被害への対応 | 9 主体的に防災対策に取り組む社会の醸成 | 13 地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握 |
| 5 災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援 | | |

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～8の施策を実施。あわせて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

減災目標 (今後10年間)	想定される死者数 約29万8千人 から おおむね8割減少
	想定される建築物の全壊焼失棟数 約235万棟 から おおむね5割減少

- 地震対策**
 - ①建築物の耐震化等 ②火災対策 ③土砂災害・地盤災害・液状化対策
 - ④ライフライン・インフラ施設の耐震化等
- 津波対策**
 - ①津波に強い地域構造の構築 ②安全で確実な避難の確保
- 総合的な防災体制**
 - ①防災教育・防災訓練の充実 ②NPO・ボランティア団体等民間主体との連携 ③総合的な防災力の向上
 - ④長周期地震動対策
- 災害発生時の対応に係る事前の備え**
 - ①災害対応体制の構築 ②救助・救急対策 ③医療対策 ④消火活動等
 - ⑤緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥食料・水、生活必需品等の物資の調達
 - ⑦燃料の供給対策 ⑧避難者等への対応 ⑨帰宅困難者等への対応 ⑩ライフライン・インフラの復旧対策
 - ⑪保健衛生・防疫対策 ⑫遺体対策 ⑬災害廃棄物等の処理対策 ⑭災害情報の収集・共有
 - ⑮災害情報の提供 ⑯社会秩序の確保・安定 ⑰多様な空間の効果的利用の実現
 - ⑱広域連携・支援体制の確立
- 被災地内外における混乱の防止**
 - ①基幹交通網の確保 ②民間企業等の事業継続性の確保 ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保
- 多様な発生態様への対応**
- 様々な地域的課題への対応**
 - ①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ②ゼロメートル地帯の安全確保
 - ③原子力事業所等の安全確保 ④石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保
 - ⑤孤立可能性の高い集落への対応 ⑥沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減
 - ⑦文化財・陵墓等の防災対策 ⑧デジタル技術を活用した防災対策の推進
- 後発地震への対応**

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～15に留意して災害応急対策を推進

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 初動体制の確立 | 8. 膨大な傷病者等への医療活動 |
| 2. 広域応援体制の確立 | 9. 物資の絶対的な不足への対応 |
| 3. 迅速な被害情報の収集 | 10. ライフライン等の臨時確保・復旧対策 |
| 4. 津波からの緊急避難への対応 | 11. 膨大な避難者等への対応 |
| 5. 緊急輸送のための交通の確保 | 12. 一斉帰宅抑制対策 |
| 6. 救助・救急、消火活動等の災害応急対策活動 | 13. 国内外への適切な情報提供 |
| 7. 津波火災対策 | 14. 施設・設備等の二次災害対策 |
| | 15. 原子力事業所等への対応 |

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

- 重点施策に関する事項**
- 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項**
- 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項**
 - (1) 津波からの防護〔防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める。〕
 - (2) 円滑な避難の確保〔地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関のとりべき措置等〕
 - (3) 迅速な救助〔消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める。〕
- 関係者との連携協力の確保に関する事項**
 - 〔資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める。〕
- 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項**
 - 〔時間差発生等への対応として後発地震へ備える観点から必要な事項を定める。〕
- 防災訓練に関する事項**
 - 〔他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める。〕
- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項**
 - 〔地震・津波の発災時にとるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める。〕
- 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項**
 - 〔国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める。〕

第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

- 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者**
 - 津波により3.0cm以上の浸水が想定される区域において、
 - ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
 - ・一般旅客運送事業者（鉄道事業者等）
 - ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
 - ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者
- 津波からの円滑な避難の確保に関する事項**
- 時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項**
- 防災訓練に関する事項**
- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項**

南海トラフ地震防災対策推進基本計画 変更のポイント①

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針（第2章）

「命を守る」「命をつなぐ」対策の重点化（第1節）

- 事前の対策に費やせる時間には限りがあることから、地震・津波から命と社会を守るための「**命を守る**」対策と、直接的被害から助かった命や生活を維持するための「**命をつなぐ**」対策について、**重点的に推進**
- ※ 「**命を守る**」「**命をつなぐ**」対策については、特に重要な施策として、**具体目標（第3章）**を定め、**重点的にモニタリングを実施し、進捗を図る**

複数の災害等への同時対応（第8節）

- 暴風・大雨・土砂災害・火山噴火・原子力災害等の**複合災害に備えたそれぞれの災害ごとの対策の充実と、より厳しい事象を考慮した対策**の実施
- 感染症に備えた避難施設の環境改善の検討

超広域かつ多分野にわたる被害への対応（第4節）

- 実効性のある対策を推進するため、**被災状況を想定したシミュレーション等の実施と定量的な分析の推進**
- 被害の絶対量軽減のための事前の地震対策の推進の徹底
- 適確な状況把握、応急対応のための最新技術の徹底活用

主体的に防災対策に取り組む社会の醸成（第9節）

- 「自らの命は自らが守る」という意識の下、**国民主体の取組による防災意識の高い地域社会の構築**
- 社会全体での自助・共助・公助による災害対策の推進、要配慮者の支援
- 防災・減災に取り組む主体への社会的評価向上の意識醸成

災害関連死防止のための生活環境整備等（第5節）

- 「**場所（避難所）の支援**」から「**人（避難者）の支援**」へ考え方を転換
- 発災直後からの避難者の良好な生活環境の整備
- 応急の生活インフラや保健・医療・福祉の供給体制の確立
- 在宅避難、広域避難の推進

総力を結集した対策を推進するための連携強化（第12節）

- 国、地方公共団体、事業者、NPO、ボランティア等の**多様な主体の地域との連携・協力体制の構築**
- 平時における各主体間の連携関係の構築と訓練の実施

時間差をにおいて発生する地震への対策等の推進（第7節）

- **臨時情報発表時に取るべき具体的な行動の事前の検討**
- 国、地方公共団体による臨時情報の正確かつ迅速な国民等への伝達
- 臨時情報に係る平時からの周知・広報と、自ら考える意識の醸成
- 後発地震に対する措置の継続的な検討・改善

進捗や効果の定期的かつ継続的な把握（第13節）

- 各種防災対策の進捗状況の把握や課題の共有等を図るため、各分野の専門家の意見を聞きながら、**毎年フォローアップを実施**
- 必要に応じ、**基本計画の見直しを機動的に実施**

南海トラフ地震防災対策推進基本計画 変更のポイント②

南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策（第3章）

新たな今後10年の減災目標の設定

- 想定される死者数 : 約29万8千人から おおむね8割減少
- 想定される建築物の全壊焼失棟数 : 約235万棟から おおむね5割減少

※ 備蓄等の地震発生への備えやライフライン・インフラ等の直接的被害の軽減や機能の確保のための取組により、災害関連死や経済的被害を最大限減らすことを目指す

減災目標達成に向けた施策の推進

具体目標の数 : 48個 ➡ 205個に拡充

- 減災目標を達成するための各種施策の推進に当たっては、具体目標を定め進捗状況を把握・評価。
- 具体目標は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に切り出した目標を新たに設定。
 - ※ 国土強靱化実施中期計画等を踏まえたものを設定
 - ※ 防災対策の進捗や社会状況の変化、技術革新、自然災害等における課題を踏まえ、適宜必要な見直しを実施
- 「命を守る」「命をつなぐ」ために特に重要な施策については、特に重要な具体目標を定めた上で、重点的にモニタリングを実施することで推進。

具体的に実施すべき主な対策

① 社会全体における
防災意識の醸成・
総合的な
防災体制の構築

② 被害の絶対量を
減らす取組

③ ライフライン・
インフラの強化

④ 救助体制・
救急救命を強化する
施策・防災DX

⑤ 被災者支援、
災害関連死防止
の対策

南海トラフ地震防災対策推進基本計画 変更のポイント③

南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項（第5章）

○「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策を重点施策として推進

- ・ 事前の対策に費やせる時間と内容に限りがあることから、地域特性を踏まえた上で、直接死者数と災害関連死者数を減らす取組の中から、おおむね10年間で完遂するべき「重点施策」を具体的に定め推進する。

○地域ごとに被災状況を想定したシミュレーションやそれに基づく定量的分析等の実施

- ・ 局所的な地震とは異なる被害様相やそれに伴う対応が必要になる可能性があることから、被災状況を想定したシミュレーションなどを実施した上で、定量的な分析などを行うことで対策の実効性を高める。

○国による必要な支援の実施

- ・ 推進計画の実効性を高めるため、国が必要な支援を実施

※ 国は、地方公共団体が実施する南海トラフ地震防災対策推進計画の実効性を高め、「命を守る」「命をつなぐ」対策の実施を加速するため、地方公共団体との協働により、地域特性に応じた被災状況のシミュレーションや、それを踏まえた施策ごと・地域ごとの定量的な分析を通じ、各地域の重点施策の推進を図る。

○資機材・人員等の配備手配

- ・ 民間施設の利用、ボランティア等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化への対応

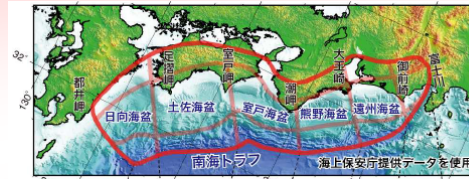
○避難場所及び避難所の運営や物資の備蓄・調達

- ・ 食事・トイレ・寝床等の生活必需品の確保、要配慮者への支援等（避難生活環境の向上による災害関連死防止）
- ・ 女性等の多様なニーズ、孤立する可能性がある地域等に応じた備蓄の推進

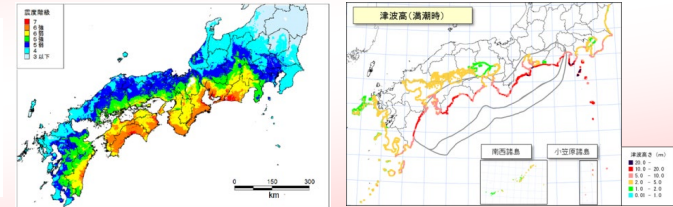
○臨時情報に係る対応の周知

- ・ 外国人を含め、臨時情報に係る適確・迅速な情報提供の実施

- ・駿河湾から日向灘沖までのプレート境界を震源とする大規模地震
- ・概ね100～150年間隔で繰り返し発生
- ・前回の地震発生(1946年)から約80年が経過し、次の地震発生の切迫性が懸念



南海トラフ巨大地震の想定震源域

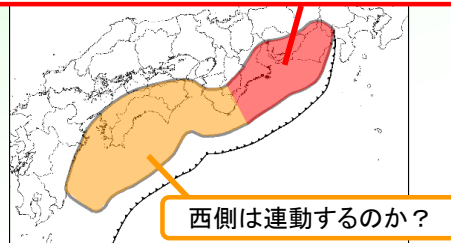


▲想定震度と津波波高(最悪のケース)

南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価され、南海トラフ地震臨時情報が発表される3つのケース

南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震**警戒**)を発表

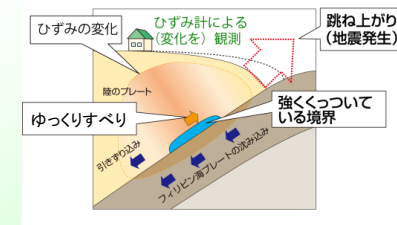
南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺
においてM7.0以上の地震が発生した場合
(M8.0以上のプレート境界地震の場合を除く)

南海トラフで地震(M7クラス)が発生



南海トラフ地震臨時情報（巨大地震**注意**）を発表

ひずみ計等で有意な変化として捉えられ、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような**通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合**



最も警戒する期間は1週間を基本
地震発生後は明らかに避難が完了できない地域の
住民は避難等
その後さらに1週間、M7級の地震発生時の防災
対応を実施。

最も警戒する期間は1週間を基本
必要に応じて自主的に避難を実施することも含め
日頃からの地震への備えを再確認する等、警戒レ
ベルを上げる

最も警戒する期間は、すべりの変化が収まり、
変化していた期間と概ね同程度の期間
日頃からの地震への備えを再確認する等、警戒
レベルを上げる

13

16:42 日向灘の地震発生

17:00 南海トラフ地震臨時情報(調査中) 発表

17:28 官房長官会見

17:30 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会 開催

19:15 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) 発表

政府としての「特別な注意の呼びかけ」開始

19:32 官房長官会見

19:45 気象庁会見

20:00 防災担当大臣からの呼びかけ（関係省庁災害対策会議）

「特別な注意の呼びかけ」内容

臨時情報発表から一週間、社会経済活動を継続した上で、

- ・「日頃からの地震への備え※」の再確認
- ・すぐに逃げられる態勢で就寝、非常持出品の常時携帯、などといった特別な注意について、呼びかけを実施。

※ 家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、非常食など備蓄の確認、ご家族との連絡手段の確認 など

経緯

- 令和6年8月8日、日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された。この南海トラフ地震臨時情報(以下、「臨時情報」という。)は、令和元年の運用開始後に初めて発表されたものであり、各地において様々な対応・反応があった。
- そうした一連の対応や社会の反応等を踏まえ、中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」(以下、「WG」という。)における検証を経て、改善方をとりまとめた。

検証

- 地方公共団体及び事業者に対するアンケート調査を実施。日頃の臨時情報の認知度が十分でなかったこと、臨時情報を受けた対応時に戸惑いもあったこと、一方で、各地において地域の事情に応じた対応の工夫がなされていたこと等を確認。
- 地区ブロック毎に地域の防災関係機関が一同に会し、臨時情報の制度や防災対応について再確認するとともに、各地・各機関の対応状況について事例を共有し、今後の各主体の計画・対応を改善する機運を醸成。
- WGにおいて、臨時情報発表時の防災対応に関する集中審議。一人一人・各主体が自らリスクを認識し防災行動を考える意識の醸成、臨時情報発表時の政府の情報発信の強化・改善、臨時情報に関する平時からの周知・広報及び訓練・研修の重要性等について、確認。

改善方策

方策①：平時からの周知・広報の強化

- 臨時情報発表時に、国民及び防災関係機関が、戸惑うことなく、円滑かつ確実に防災対応をとることが重要。そのため、平時から、臨時情報の制度や、平時との違いを明確にすること、自らの行動を自ら考える意識を醸成し行動を予め決めておくことができるようにすること等を目指した周知・広報を強化。(防災意識の周知・広報における政府広報との連携。)

- ・新聞広告、テレビCM、ラジオ番組等
- ・動画及びWEBコンテンツ作成・HP掲載
- ・周知広報資料の再周知・多言語化
- ・チェックリストの充実



地方紙の防災の取組と連携した新聞広告の実施



動画

方策②：臨時情報発表時の呼びかけの充実

- 臨時情報発表時に、内閣府・気象庁が速やかに合同で記者会見を開催し、臨時情報の内容と防災対応について包括的に周知。
- 臨時情報発表時にとるべき防災対応について、平時との違いを意識した図等を用いて、直感的で分かりやすく説明。(臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施。)
- 呼びかけの充実に向けて報道機関等との連携を強化。



日頃からの地震への備えの再確認



非常持出品の常時携帯

方策③：各主体における防災対応検討の推進

- 地方公共団体・事業者等との意見交換を通じて、他機関の対応等を共有し、各主体の計画等の見直し・検討等につなげると共に、臨時情報発表時や大規模地震発生時における連携体制を強化。
- 国において、地方公共団体や関係機関等へアンケート結果のフィードバック、防災対応事例集の作成・共有、研修実施の支援による理解促進等を行い、各主体における不断の検討・改善を推進するとともに、各主体が実情に応じた取組を推進するための基本的な考え方をガイドラインに明記。



地方公共団体等との意見交換

- 南海トラフ地震臨時情報については、令和元年の運用開始以降、国は、パンフレットやホームページ等の様々な媒体を通じて、情報の制度や防災対応について周知・広報を実施してきた。
- しかしながら、令和6年8月8日の臨時情報発表時には、**住民及び防災対応をとる各主体において、情報の意味や情報発表を受けた防災対応について戸惑いが見られたことから、臨時情報の制度や防災対応について、更なる周知・広報の強化が必要**であることが明らかとなった。
- 中でも、地震発生の可能性が相対的に高まっているという不確実性を含む状況において、平時の取組に加えてどのような行動をとるべきなのかが分かりにくかったといった声も寄せられたことから、特に、地震発生リスクや防災対応に関する**平時との違いを明確に示す**ことに重点を置いて、周知・広報活動を行っていくことが効果的であると考えられる。
- また、各地で実施した地方公共団体・事業者等との意見交換においては、臨時情報発表を受けた際にとるべき行動を予め時系列で整理しておくマイ・タイムラインを穴埋め形式で作成できるシートを住民に配布する取組事例も確認された。こうした工夫も行いながら、**自らの行動を自ら考える意識を醸成し、地方公共団体や事業者及び住民が臨時情報発表時の行動を予め決めておくことができるようにする広報活動を行うことが、南海トラフ地震をはじめ自然災害から身を守ることに効果的につながっていくものと考えられる。**
- 今後は、上記の考え方を基本に、臨時情報の制度や防災対応に関する各種周知・広報に取り組んでいく。

- 臨時情報発表時、政府は関係省庁災害対策会議を速やかに開催し、防災担当大臣から、関係省庁及び国民への呼びかけを発信。また、内閣府「防災情報のページ」トップに臨時情報を解説するページへジャンプするバナーを掲載するとともに、内閣府防災公式X(エックス)を通じた情報発信も実施。更に気象庁及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」会長の記者会見も実施。その後、毎日実施された記者ブリーフィングでは内閣府と気象庁が合同で説明。
- 一方で、アンケート結果等によると「とるべき行動が分かりにくかった」等の反応もあり、政府の呼びかけが十分に理解されていなかったことを踏まえ、今後更に、とるべき防災対応を分かりやすく解説するために、臨時情報(注意)や臨時情報(警戒)が発表された際には、**内閣府と気象庁が合同で記者会見を開催し、情報の内容及び防災対応について、包括的に説明**を行い、迅速で十分な情報発信を行うこととする。
- また、評価検討会会長も同席し、**臨時情報発表に至った科学的根拠について専門家の立場から解説**することも、住民及び各主体の理解を得るため、引き続き必須であるとともに、SNS等**あらゆる媒体を活用して住民等へ届く情報発信**も引き続き行っていく。複数媒体による政府からの情報発信は、住民等が偽・誤情報に惑わされないよう防止する効果もあると考えられる。



防災担当大臣による呼びかけ



合同記者会見（イメージ）



SNS等による情報発信（イメージ）

- 地方公共団体や事業者の対応としては、観光施設の閉鎖、交通機関の運休等から、防災対応をとりながら施設の営業等を続ける事例まで様々であり、**各地域や業種の事情に応じた対応がなされていたと考えられる。こうした取組を国が事例集として作成し各主体に共有することで、各主体における防災対応や計画等を再検討するきっかけとなり、地域の実情等を踏まえた防災計画や臨時情報発表時の防災対応の充実・具体化の推進に効果的であると考えられる。**
- 一方で、臨時情報の制度に関する質問や多くの機関で対応に戸惑いがあったことに鑑み、**臨時情報や防災対応に関する政府からの情報発信、平時からの職員や住民等の理解増進に向けての周知、事業所等における研修実施の支援等、理解促進に向けたいっそうの強化が必要と考えられる。**
- また、各主体の計画等の更なる見直し・検討等につなげるためにも、**情報の種別（警戒・注意）に応じた防災対応の違い、地方公共団体別・事業者別の防災対応等基本的な考え方についてガイドラインの追記・見直しを実施すると共に、今回の対応を踏まえたQ&Aの拡充等を行う。**
- 地方公共団体・事業者等との意見交換では、臨時情報発表を受けた際の対応の実情や今後に向けた改善提案など情報交換・意見交換が行われる貴重な機会となった。臨時情報発表時に各地で防災対応がより円滑に実施できるよう、こうした**地域間の情報共有・連携を促進する取組を今後も継続していく。**

首都直下地震

首都直下地震対策 被害想定・防災対策の見直しの流れ

減災目標を定めた**首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定（平成27年3月）**から**10年が経過**することから、同基本計画及び政府業務継続計画の見直しに向けて、**本格的な検討を開始**する。

被害想定（H25.12）

直下地震（M7クラス）により、強い揺れが発生し、建物等が倒壊・焼失

死者数：最大2.3万人

（地震：約3割、火災：約7割）

全壊・焼失家屋：最大61万棟

（地震：約3割、火災：約7割）

総理官邸等が立地する地区は、一定の強靱性を有するものの、不確実性の高い項目について、より過酷な被害様相を想定

停電、電話不通、断水：1週間

JR等の運行停止：1ヶ月

主要道路の啓開：1週間

首都直下地震緊急対策推進基本計画（H27.3）

減災目標

死者数：概ね半減 全壊・焼失棟数：概ね半減

- 地震対策**・住宅等の耐震化率 【具体目標：79%（H20）⇒95%（H32）】
・防災拠点となる公共施設等の耐震化率 【具体目標：92.1%（H25）⇒100%】等
- 火災対策**・危険密集市街地の解消 【具体目標：約2,500ha（H23）⇒解消（H32）】
・緊急消防援助隊の部隊数【具体目標：4,600隊（H26）⇒6,000隊（H30）】等

政府業務継続計画（H26.3）

目標

1週間、外部から庁舎に補給なしで、交代で非常時優先業務を実施できる体制の整備を目指す

- 執行体制**・社会全体としての業務継続体制の構築 ・緊急的な権限委任 等
・職務代行者の選任 ・参集要員の確保
- 執務環境**・庁舎の耐震安全化 ・電力の確保 ・通信・情報システムの確保 等
・物資の備蓄 ・代替庁舎の確保

<今後の検討の流れ（予定）>

首都直下地震モデル・手法検討会※

最新の知見を踏まえ、震度分布や津波高、被害想定
の計算手法を検討。

※内閣府に設置

（既存の検討会等）

政府BCP評価等有識者会議（平成26年4月～）

帰宅困難者等対策検討委員会（令和3年11月～）

首都直下地震対策検討WG※

（令和5年12月～令和7年夏頃（予定））

防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等を検討
※中央防災会議防災対策実行会議の下に設置。

〔令和6年能登半島地震に係る検証チームにおいて取りまとめた自主点検レポートや、有識者からなる能登半島地震ワーキンググループでの検討も踏まえ議論〕

基本計画・政府BCPの見直し

（令和7年秋頃（見込み））

※今後の議論の過程で変更があり得る。

首都直下地震対策検討ワーキンググループの設置と主な議題等

- 減災目標を定めた**首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定（平成27年3月）**から**10年が経過**することから、同基本計画及び政府業務継続計画の見直しに向けて、新たな防災対策の検討が必要。
- 中央防災会議防災対策実行会議の下、**首都直下地震対策検討ワーキンググループを設置**し、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策の検討を実施。

1. 主な議題

① 防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し

- ・ 防災対策のフォローアップを実施し、被害想定の高減に向けた既存対策の課題を抽出
- ・ 最新の知見や社会状況の変化を踏まえた被害想定の見直し
- ・ 新たな被害想定を基に、課題の解決に向け、より直接的に減災効果がある施策を検討

② 新たな防災対策の検討

- ・ 技術の進展や他の災害の教訓、社会状況の変化等を踏まえ、今後の防災対策の検討に当たって考慮すべき課題を洗い出し
- ・ 新たな課題を踏まえた被害想定の見直し
- ・ 新たな課題に対する防災対策の検討

※①、②の検討に当たっては、令和6年能登半島地震に係る検証を考慮

2. スケジュール

回数	開催概要
第1回 (R5.12.20)	首都直下地震対策の現行の枠組み見直しの方向性
第2回 (R6.6.24)	首都中枢機能
第3回 (R6.7.19)	東京圏の人口構造及び都市構造を踏まえた新たな地震対策の方向性
第4回 (R6.8.9)	防災対策におけるデジタル技術の活用等
第5回 (R6.9.5)	経済への影響等と対応 国内外への情報発信
第6回 (R6.10.2)	経済・社会への影響等と対応 (流通・物流の維持、燃料供給の確保)
第7回 (R6.10.23)	揺れ・火災・津波対策及び帰宅困難者対策
第8回 (R6.11.18)	災害応急対策及び自助・共助
第9回 (R6.12.11) (※)	復旧・復興対策
第10回以降	報告書取りまとめに向けた議論

※ 第10回：R7.1.16、第11回：R7.2.14、第12回：R7.3.12、第13回：R7.3.27
第14回：R7.4.21、第15回：R7.5.23、第16回：R7.6.20、第17回：R7.8.8

首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

これまでの経緯

H25.12 首都直下地震対策特別措置法施行

H26.3 首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定（閣議決定）

H27.3 首都直下地震緊急対策推進基本計画の変更（閣議決定）（今後10年間の減災目標、施策の具体目標を設定）

基本計画の概要

基本的な方針

- 首都中枢機能の確保
 - ・首都中枢機関の業務継続体制の構築
 - ・首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持
- 膨大な人的・物的被害への対応
 - ・あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策
 - ・深刻な道路交通麻痺対策等
 - ・膨大な数の避難者・帰宅困難者等の対策
- 地方公共団体への支援等
- 社会全体での首都直下地震対策の推進 等

今後10年間で達成すべき減災目標

- 想定される最大の死者数
約2万3千人から **概ね半減**
- 想定される最大の建築物全壊・焼失棟数
約61万棟から **概ね半減**

主な対策

- 首都中枢機能の確保
 - ・参集要員の確保や庁舎の耐震化等の必要な**執行体制や執務環境の確保**
 - ・電気、ガス、上下水道、交通インフラ等の**施設の耐震化や早期復旧体制の充実**
- 膨大な人的・物的被害への対応
 - ＜予防対策の推進＞
 - ・**住宅、学校、医療施設、防災拠点となる公共施設等の耐震化**
 - ・感震ブレーカー等の普及、避難路の整備、密集市街地の解消等の**火災対策**
 - ＜応急対策等への備え＞
 - ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、TEC-FORCE等による**災害応急体制の充実・強化**
 - ・道路管理者と民間団体等との協定締結など**道路啓開の優先順位等を調整**する仕組みの構築
 - ・**一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保**等の推進

等

施策の具体目標

- 首都中枢機能の確保
 - ・参集要員等の物資の備蓄率
【100%（H28）】
 - ・耐震性の高い都市ガス設備の割合
【90%（R7）】
- 膨大な人的・物的被害への対応
 - ・住宅の耐震化率
【79%（H20）→95%（R2）】
 - ・感震ブレーカー等の普及率（密集市街地）
【25%（R6）】

等

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による被害想定

＜被害が最大となるケースにおける推計値＞

推計項目 (被害が最大となるケース)	日本海溝地震	千島海溝地震
死者数 (冬・深夜)	約 199,000人	約 100,000人
低体温症要対処者数 (冬・深夜)	約 42,000人	約 22,000人
全壊棟数 (冬・夕方)	約 220,000棟	約 84,000棟
経済的被害額 (冬・夕方)	約 31兆円	約 17兆円



津波による被害



揺れによる被害

防災対策の基本的方向

被害の特徴

○巨大な津波により膨大な数の死者が発生

＜死者数（被害が最大となるケースの推計値）＞
日本海溝地震：約19.9万人、千島海溝地震：約10万人

○建物被害、ライフライン・インフラ被害など、甚大な被害が発生

＜全壊棟数（被害が最大となるケースの推計値）＞
日本海溝地震：約22万棟、千島海溝地震：約8.4万棟

○北海道から千葉県までの広域にわたり被害が発生

防災対策

目標

- 人命を救う
- 被害を最小化する
- 回復をできるだけ早くする

○津波からの人命の確保

- ・避難路、避難施設等の整備
- ・防災教育・防災訓練の充実
- ・避難時における防寒対策
- ・要配慮者への支援
- ・集団移転等の検討

等

○各般にわたる甚大な被害への対応

- ・建物の耐震化
- ・出火・延焼防止対策
- ・ライフライン・インフラ施設の耐震化

等

○広域にわたる被害への対応

- ・広域的な支援体制の構築
- ・事業継続計画の策定・充実
- ・救助・物資運搬等の人員・装備・備蓄の確保

等

○対策を推進するための事項

- ・防災意識の高い地域社会の構築
- ・科学的知見の蓄積とデジタル技術の活用
- ・地震発生の注意を促す情報発信と地震への備えの再確認

等

日本海溝・千島海溝沿いの地域特性

積雪寒冷地特有の課題

- ・吹雪や積雪寒冷により避難に時間を要する
- ・屋外や寒い屋内での避難は低体温症のリスクが生じる

等

北海道・東北等の沿岸地の特性

- ・地理的状況による全国からの応援体制の脆弱性の懸念

等



具体的に実施すべき対策

I. 津波からの人命の確保

避難路・避難施設等の整備

積雪寒冷を考慮した津波避難タワーや避難路の整備、津波避難ビルの指定等を推進し、避難距離や避難時間を短縮することで、避難の遅れによる津波被害を軽減



シェルター付き避難階段



防寒機能付き避難タワー

避難時における防寒対策

避難場所での防寒具・暖房器具、発熱剤入り非常食等を備えるほか、高台等においては、屋内の避難所への二次避難路を確保し、屋外又は寒い屋内の避難場所における低体温症のリスクを軽減



衣類・非常食等の備蓄



避難場所における暖房器具の備え

防災教育・防災訓練の充実

地域や学校における防災教育や防災訓練を通じて、住民の避難意識を向上させ、津波からの早期避難を促す



学校教育での避難マップ作成



避難タワーでの避難訓練

要配慮者への支援

地域や行政等が連携し、要配慮者に対する個別避難計画の策定や病気・障がい等に応じた備蓄、服用薬等の携帯の呼びかけ等を行い、災害発生時の要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保



打合せによる個別避難計画策定



避難時の支援

集団移転等の検討

地理的特性や人口構成など、地域の実情に応じて、事前に高台等への集団移転を検討

具体的に実施すべき対策

Ⅱ. 各般にわたる甚大な被害への対応

建物の耐震化

- ・建物の倒壊は、命を失う原因になるとともに、道路閉塞や火災、避難者の発生、救助の妨げ等の被害拡大の要因になるため、積雪寒冷に考慮しつつ、建物の耐震化を推進
- ・住居、学校、医療施設、公共施設等の建物の耐震化、建物の屋内の安全確保等の取り組みも推進



地震の揺れに加え、積雪荷重による倒壊への対処

出火・延焼防止対策

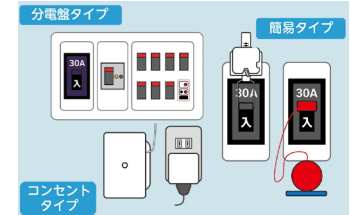
地震時における火災の発生を抑えるため、建築物の出火防止対策及び延焼を防止するための初期消火対策を推進

【出火防止対策】

- ・電気に起因する火災の発生を抑制するための感震ブレーカー等の普及等

【初期消火対策】

- ・住宅用消火器等の消火資機材の保有の促進
- ・自主防災組織の充実 等



感震ブレーカーの設置



初期消火率の向上

ライフライン・インフラ施設の耐震化等

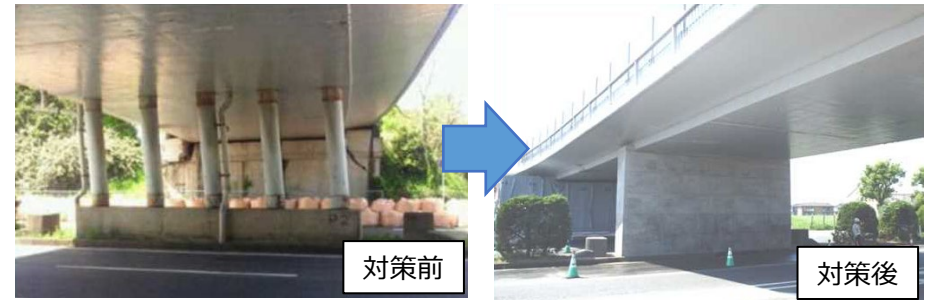
地震からの早期復旧を図るため、あらゆる応急対策の前提としてライフライン・インフラの機能を確保するための対策を推進

【ライフライン施設】

- ・電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン施設の耐震化・耐浪化等

【インフラ施設】

- ・道路橋、鉄道高架橋、臨港交通施設等の耐震化
- ・鉄道の脱線対策
- ・岸壁、臨港交通施設等の耐震化 等



橋梁の耐震化の事例

具体的に実施すべき対策

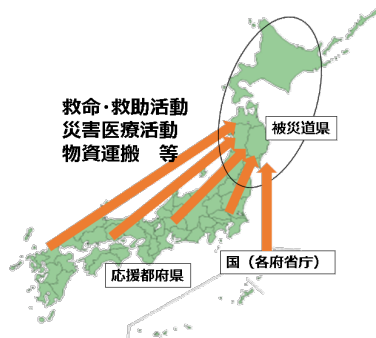
Ⅲ. 広域にわたる被害への対応

広域的な支援体制の構築

- ・広域的な被害に対し、国と地方公共団体等が連携し、救助、医療活動、物資運搬等の広域的な支援を実施する体制を構築
- ・全国からの救助・救急、物資運搬等に当たる部隊を被災地域に迅速に展開するため、道路、港湾、航路、空港等の総合的な啓開に関する具体的な計画を策定



道路の啓開によるルートの確保



全国からの支援体制の構築

救助・物資運搬等の人員・装備・備蓄の確保

吹雪・積雪・凍結等により救助、物資運搬等の活動に時間を要する懸念があるため、積雪寒冷を考慮した人員・装備・備蓄を確保

- ・迅速な対応が可能な人員の確保、訓練の実施
- ・積雪寒冷下での活動を考慮した防寒装備・資機材の確保
- ・物資供給が滞ることを想定した医薬品等の備蓄の確保 等



積雪地域での救助

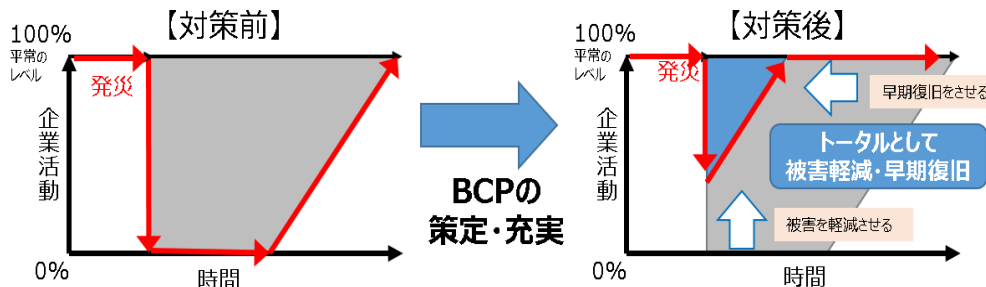


積雪寒冷下での訓練

事業継続計画（BCP）の策定・充実

サプライチェーンの寸断等による経済的被害の二次的波及を軽減するため、ライフラインやインフラ機能の早期復旧に加え、行政や企業等による事業継続計画の策定・充実を図る

- ・中枢機能やデータのバックアップ体制の強化
- ・サプライチェーンの複数化や通信手段の確保等の検討
- ・訓練等による点検、見直しの継続的な実施 等



具体的に実施すべき対策

Ⅳ. 対策を推進するための事項

防災意識の高い地域社会の構築

地域や学校における防災教育や防災訓練、地方公共団体の首長や幹部に対する実践的研修等を通じて、住民による「自助」、地域コミュニティによる「共助」、行政による「公助」の三位一体の防災対策を推進し、地域の「災害文化」を醸成



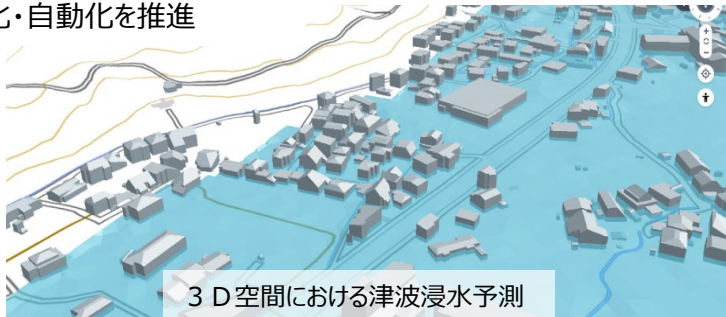
地方公共団体向けの研修



地域向けの防災講座

科学的知見の蓄積とデジタル技術の活用

地震学や社会科学等、様々な分野の研究の連携・推進を図るとともに、先進技術やデジタル技術を活用することで、防災対策に係る観測・予測技術の精度向上、被害シミュレーション等の高度化、情報収集・分析・共有等の迅速化・自動化を推進



3D空間における津波浸水予測

後発地震発生の注意を促す情報発信と地震への備えの再確認

- ・マグニチュード7クラス以上の地震が発生した場合、マグニチュード9クラスの巨大地震への注意を促す情報発信を行う
- ・行政、企業、住民に対し、地震への備えの再確認を呼び掛けることで、後発地震が発生した場合の円滑な避難、行政や企業等の事業継続を促す

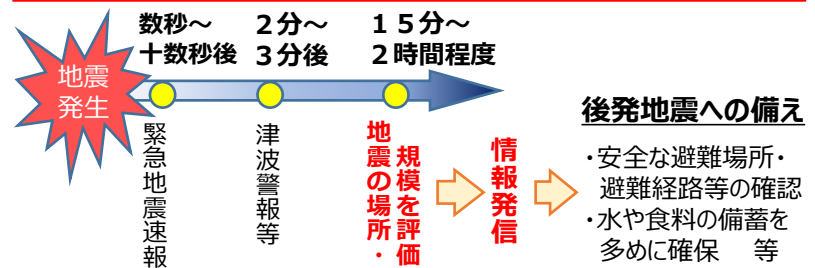
地震発生の特徴

地震が発生すると、その周辺でさらに大きな規模の後発地震が発生する可能性がある。

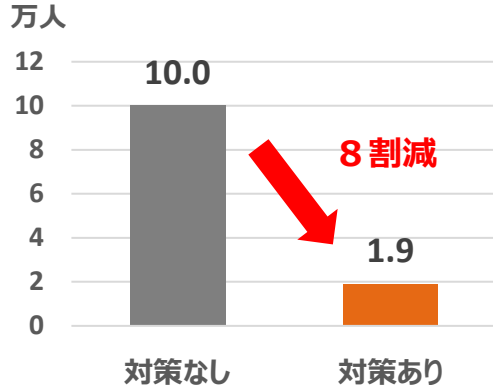
<事例>

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震
(先発地震Mw7.3 → 2日後 → 後発地震Mw9.0)

後発地震が発生する可能性がある場合、
注意を促す情報を発信し、後発地震への備えを促す



日本海溝・千島海溝沿いにおける巨大地震の防災対策の効果試算

対策	日本海溝地震	千島海溝地震												
死者数 有効な対策 ○避難意識の改善 ○避難路・避難施設等の整備	 万人 <table><tr><th>対策</th><th>死者数 (万人)</th></tr><tr><td>対策なし</td><td>19.9</td></tr><tr><td>対策あり</td><td>3.0</td></tr></table> 8 割減	対策	死者数 (万人)	対策なし	19.9	対策あり	3.0	 万人 <table><tr><th>対策</th><th>死者数 (万人)</th></tr><tr><td>対策なし</td><td>10.0</td></tr><tr><td>対策あり</td><td>1.9</td></tr></table> 8 割減	対策	死者数 (万人)	対策なし	10.0	対策あり	1.9
対策	死者数 (万人)													
対策なし	19.9													
対策あり	3.0													
対策	死者数 (万人)													
対策なし	10.0													
対策あり	1.9													
低体温症要対処者数 有効な対策 ○避難所への2次避難路整備 ○既存施設の有効活用 ○備蓄倉庫（防寒備品）の整備	 万人 <table><tr><th>対策</th><th>低体温症要対処者数 (万人)</th></tr><tr><td>対策なし</td><td>4.2</td></tr><tr><td>対策あり</td><td>0.1</td></tr></table> リスクの最小化	対策	低体温症要対処者数 (万人)	対策なし	4.2	対策あり	0.1	 万人 <table><tr><th>対策</th><th>低体温症要対処者数 (万人)</th></tr><tr><td>対策なし</td><td>2.2</td></tr><tr><td>対策あり</td><td>0.1</td></tr></table> リスクの最小化	対策	低体温症要対処者数 (万人)	対策なし	2.2	対策あり	0.1
対策	低体温症要対処者数 (万人)													
対策なし	4.2													
対策あり	0.1													
対策	低体温症要対処者数 (万人)													
対策なし	2.2													
対策あり	0.1													

日本海溝・千島海溝沿いにおける巨大地震の防災対策の効果試算

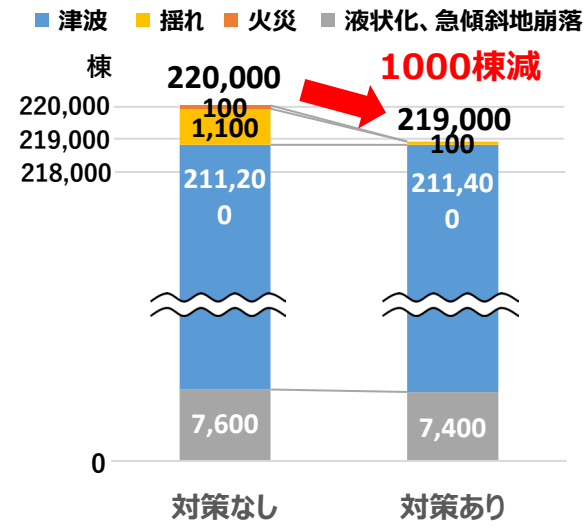
対策

全壊棟数

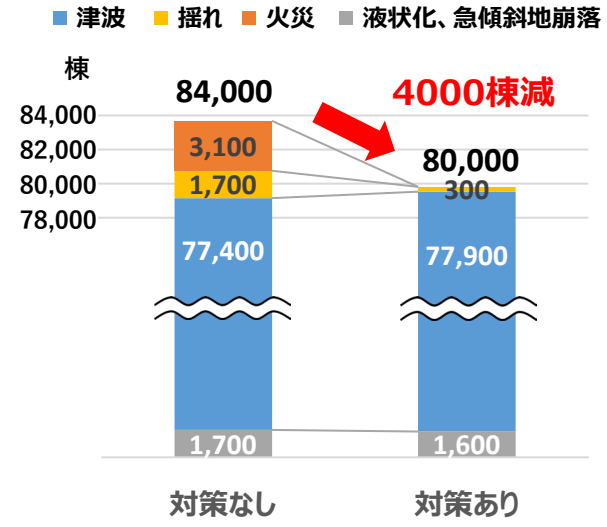
有効な対策

- 耐震化率の向上
- 感震ブレーカー設置
- 初期消火成功率向上

日本海溝地震



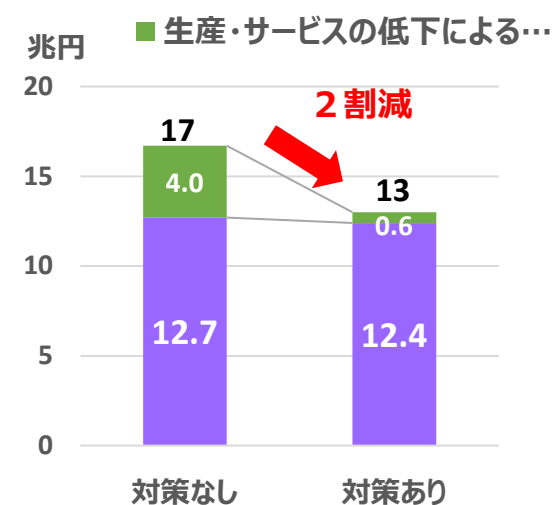
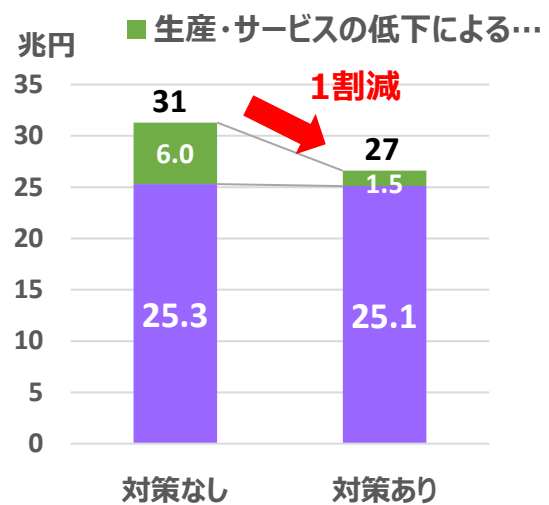
千島海溝地震



経済的被害額

有効な対策

- 耐震化率の向上
- 感震ブレーカー設置
- 初期消火成功率向上
- BCPの実効性向上



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の概要

これまでの経緯

- H17.9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 施行
- H18.2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画 作成
- R4.6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 改正
- R4.9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画 変更(法改正、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の対策について(報告書)を踏まえた変更)

基本計画の概要

基本的な方針

- 津波対策
 - ・安全な場所への迅速な避難
 - ・情報伝達体制、避難場所、避難経路の整備
- 地震対策
 - ・被害の軽減につながる耐震化・火災対策
 - ・ライフライン・インフラ施設の耐震化・耐浪化
- 積雪寒冷地特有の課題等への対応
- デジタル技術の活用
- 後発地震への注意を促す情報の発信とその対応 等

今後10年間で達成すべき減災目標

- 想定される死者数を、
 - ・日本海溝沿いの巨大地震 最大約19万9千人
 - ・千島海溝沿いの巨大地震 最大約10万人
 からそれぞれ概ね8割減少

主な対策等

- 津波対策
 - ・住民の早期避難への意識向上等に向けた、地域での訓練・防災教育等の実施
 - ・津波避難のための避難路や避難場所の整備・指定
- 地震対策
 - ・住宅、学校、医療施設、公共施設等の建築物の耐震化
 - ・電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフライン施設の耐震化・耐浪化
- 積雪寒冷地特有の課題等への対応
 - ・津波避難のための避難路や避難場所等の整備における積雪や凍結等の影響への配慮
 - ・防寒具・暖房器具等の備蓄等による避難時の低体温症リスクの低減
- デジタル技術の活用
 - ・広域間での情報連携体制の充実及び防災情報のデータ連携のための環境整備
- 後発地震への注意を促す情報の発信とその対応
 - ・後発地震への注意を促す情報の内容及びその対応についての継続的な周知 等

施策の具体目標

- 津波対策
 - ・すぐに避難するという意識をもつ住民の割合 【R14 70%】
 - ・津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合 【R14 100%】
 - ・津波避難ビル等を指定している市町村の割合 【R14 100%】
- 地震対策
 - ・耐震性が不十分な住宅 【R12 概ね解消】 等

能登半島地震

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

半島特性などによる災害対応上の課題等

①被災地の状況把握の困難性

- ・ 発災時刻が日没に近かったこともあり、航空機等による映像からは建物倒壊や土砂崩壊等の情報収集・分析が困難であり、被災地の現地状況の速やかな把握に困難があった。
- ・ 観測機器の被災により津波や河川水位の監視ができなくなる状況が生じたほか、河道閉塞の発生等による二次災害の危険が発生した。

②被災地への進入・活動の困難性

- ・ 三方を海に囲まれた半島における山がちな地形等の制約から、被災地への進入経路に限られる中、大規模な土砂崩落などにより多くの道路が被災した。また、地震による地盤の隆起により、海路からの進入についても制約を受けた。その結果、通行可能な道路の把握、被災地支援人員の派遣、資機材等の投入、道路啓開をはじめとするインフラやライフラインの復旧作業等に困難な状況が見られ、様々な対応が求められた。
- ・ 大津波警報が発表されている中での津波浸水想定区域内における消防活動や、安全性の確認ができていない作業現場での復旧作業など、活動に制約があった。

③過疎地域かつ高齢者等の要配慮者が多数存在

- ・ 高齢化が進んだ地域での災害であり、避難生活の長期化に伴い、高齢者等要配慮者に対し医療的支援や福祉的支援が行われた。
- ・ 被災者の命と健康を守るため、ホテル・旅館等への2次避難を行った（最大 5,275 人(2月16日)が加賀市・金沢市・小松市等へ避難）。
- ・ 地形的特徴も相まって、多数の孤立集落が発生した。

④被災地支援活動拠点等の確保困難性

- ・ 宿泊施設等の地域資源が限定的であったことに加え、それら施設の多くが被災したことも重なり、支援者等の活動拠点の確保等が課題となった。
- ・ 発災当初は、金沢等の被災地から距離のある地域に拠点を置くこととなり、被災地までの移動に時間を要し、活動に制限が生じた。また、道路事情等によりボランティアの受入れにも制限を設けることとなった。

⑤積雪寒冷対策の必要性

- ・ 厳寒期の避難生活を支えるため、寒さ対策として、プッシュ型支援により暖房器具や灯油等の燃料、服やカイロといった物資が届けられた。

⑥インフラ・ライフラインの復旧に時間を要したこと等に伴う影響

- ・ 断水や停電が発生し、避難生活が長期化したほか、風呂や洗濯等の生活用水の確保等に影響が及んだ。
- ・ インフラ・ライフラインの復旧の遅れを受けて、多様なニーズを踏まえた、また、過去の災害に比して長期にわたる、災害応急物資のプッシュ型支援が行われた。
- ・ 避難生活が長期化し被災者のニーズが多様化する中で、NPO等の専門ボランティア団体（300団体超）やボランティア（約15万人）等によりきめ細かな支援が実施されるなど、被災者支援の充実が図られた。
- ・ インフラ・ライフラインの復旧に時間がかかる中、被災者の命と健康を守るため、環境の整ったホテル・旅館等への2次避難や、要介護高齢者等の広域搬送が行われた。

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

- 能登半島地震では、山がちな半島という地理的特徴、高齢化の著しい地域という社会的特徴、厳冬期の発災という季節的特徴が、災害対応に大きく影響を与えた。
- これらの特徴を踏まえ防災対策の強化に取り組んでいく必要があるが、対策の効果を最大限発揮するためには、その土台として、以下により一層取り組んでいくことが必要不可欠である。

今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【防災対策強化のための基本的な考え方】

○ 大規模災害に総力戦で臨むための国民の防災意識の醸成

地震はどこでも発生し得るとともに、大規模地震では行政による支援が困難となる可能性が高いことも踏まえ「自らの命は自らが守る」、「地域住民で助け合う」という意識のもと、住宅の耐震化や家具固定、家庭の備蓄等の国民一人一人の取組や、地域の計画策定や訓練等による地域防災力の底上げが必要であり、国民の防災意識の醸成により、大規模災害に総力戦で臨むことが必要である。

○ 地域防災計画の見直し等による各種計画の実効性の向上

最新の知見や地域の実情を踏まえた被害想定を作成により、対策の必要性を国民に周知するとともに、被害想定や対応上の課題を踏まえて、地域防災計画や受援計画等を実効性のあるものへ絶えず見直し、「国」・「都道府県」・「市町村」が各々の役割を果たしていくことが必要である。

○ 災害対応力の底上げに向けた各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施

人口減少・高齢化や行政職員の減少が進む中でも、災害対応に万全を期すためには、計画の策定・見直しにとどまらず、防災担当部局以外の職員も含めた組織全体で、各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施による災害対応力の底上げに努めていく必要がある。

○ 災害対応の効率化・高度化に向けた防災DXの加速・新技術等の活用推進

災害対応の効率化・高度化には、デジタル技術をはじめとする先進技術を積極的に活用することが重要である。各種システムの連携や機能強化、官民の連携による防災情報の共有・有効活用等により防災DXを加速するとともに、新技術や方策の活用推進により、災害応急対策の強化や避難所等の生活環境の向上に官民で取り組んでいく必要がある。

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について

- 揺れや津波、火災、液状化等による被害や、交通網の断絶や孤立集落の発生等は日本各地で起こり得るものであり、人口減少や少子高齢化が進む中、能登半島地震で直面した課題は将来的には日本全国のどの地域でも直面する可能性がある。また、能登半島の地理的特徴や社会的特徴は、他の半島地域や地方都市において既に共通する点も多く、これに対応することは全国の災害対応力の強化につながるものである。
- そのため、今回の災害対応において特徴的な取組であった、2次避難、孤立集落対応、支援者への支援等の取組を更に効果的なものにしていくとともに、以下のような、能登半島地震の特徴や課題を踏まえた新たな災害対応の強化にも取り組んでいくことが必要である

今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

○ 状況把握の困難性や孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化

三方を海に囲まれた半島における山がちな地形や、代替のルートが少ない中での道路の被災、可住地面積が少ない等の困難な状況においても、被害状況や被災者情報の把握、進入路の確保等が迅速にできるようにするとともに、過酷な環境でも最大限の支援が小規模な自治体に対しても行える体制の構築が必要である。

○ 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化

『場所（避難所）の支援』から、『人（避難者）の支援』へ考え方を転換し、在宅避難者や車中泊避難所等も含めて、支援をする必要がある。その考えのもと、発災直後から良好な避難生活の環境が確保され、専門人材等や資機材が迅速に被災地に入れることで、応急の生活インフラや保健・医療・福祉の供給体制を確立することが必要である。また、避難場所等によって支援の濃淡が生じないようにする必要があり、その先には、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援（災害ケースマネジメント）の実施が必要である

○ 甚大な被害やリソース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化

多くのNPOや、民間企業、災害中間支援組織等による支援が行われたが、より甚大な被害が発生し得ることや、リソース不足を踏まえると、NPOや民間企業等の力は必要不可欠なものであり、連携強化が必要である。

○ 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

復旧・復興に当たっては、将来の人口動態や、経済性、なりわい再建、地域住民の意向など、様々な観点に配慮することが必要である

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

1. 人的・物的被害への対応

○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

住宅・建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制・融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。資力不足等で本格的な耐震改修等を行うことが困難な場合についても暫定的・緊急的な安全確保方策が講じられるよう取組を推進すべき。

- 液状化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- 火災予防のための感震ブレーカーの普及推進や密集市街地の整備改善

○ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進

上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべき。

- 道路啓開とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

2. 国・地方公共団体等における災害応急対応

- 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実

○ 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練

災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。受援計画について、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取り組むべき。

○ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化（TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等）

事前防災の徹底に向け、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で強化するとともに、防災庁を設置すべく準備を進める旨の政府方針に沿って、所要の取組を着実に進めるべき。

被災自治体への支援に大きな役割を果たした国による応援組織について、大規模災害に備えて、組織の充実・強化を進める必要があり、国による応援組織の機能の在り方について、職員の確保、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討すべき。

- 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援
- 応急対策職員派遣制度について、総括支援県・政令市の負担が大きかったこと等を踏まえ制度を改善
- 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための寝袋、食料等の資機材や装備品の充実
- 災害時に国が迅速に「道の駅」を活用して災害支援を行うための仕組みの検討



危険箇所での被災状況調査

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

3. 被災者支援

○ 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実

地域で避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備すべき。

避難所運営に関わる担い手と連携して地域の避難生活全般に関与する「避難生活支援コーディネーター」及び保健・医療・福祉等の専門的な知見を活かした支援・助言を行う「避難生活支援専門アドバイザー」の育成を図るべき。



キッチンカー

○ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援

○ 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映

○ 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化の推進

○ 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築

避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要な設備一式やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。



トイレカー

○ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保

自治体による、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保の協定締結等を促進すべき。

公共工事で「快適トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達が容易にできる環境整備を図るべき。

高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方公共団体等におけるトイレトレーラー・トイレカーの導入等を検討すべき。

○ 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による入浴機会確保や防災井戸等による生活用水の確保のための平時からの準備

災害時に使用できるシャワー設備・入浴設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべき。



仮設風呂

移動型車両・コンテナ等が迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、トイレカー、ランドリーカー、トレーラーハウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべき。

○ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための登録制度の検討

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

3. 被災者支援

DWATによる「なんでも福祉相談コーナー」



- 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討するべき。

○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉的支援の強化に向け検討すべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すべき。

在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や被災しサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応すべき。

DWAT活動についての各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実等、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

- 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

- 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善

- 避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

4. 物資調達・輸送

○ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国においても、その備蓄状況を調査し、公表すべき。

○ 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

○ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

パーティションや段ボールベッド等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材を含め、より迅速な被災者支援のため、調達・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を実施すべき。

○ プッシュ型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実

○ 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化



パーティション・段ボールベッド

5. 住まいの確保・まちづくり

○ 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等

○ 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理

○ 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し

○ 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断して、被災時の機能確保方法等も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。

○ 地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継続するための支援

○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備



リモート判定の様子

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

6. 多様な主体の連携等による支援体制の強化

- 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を通じたトレーラーハウス、ムービングハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討
- 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化
- 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備（民間の活動団体の登録制度の検討等）

NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

7. 特徴的な災害を踏まえた対応

- ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築

SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難所、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築すべき。

○ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

陸路進出が困難な場合でも迅速に進出できるよう、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めて整備することで、部隊の機動性を高めるとともに、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。

- 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

小型・軽量化された消防車の輸送



8. 引き続き検討及び取り組むべき事項

- 想定される大規模災害にあらゆる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討
- 自助を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討
- 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用

関係府省庁による実装の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進すべき。

防災庁設置準備

- 世界有数の災害発生国である我が国において、人命・人権最優先の『防災立国』を早急に実現する。防災業務の企画立案機能を飛躍的に高め、平時から不断に万全の備えを行う、「本気の事前防災」に徹底的に取り組むとともに、「災害発生時の司令塔機能」を抜本的に強化するため、令和8年度中の防災庁設置に向けた検討を行う。
- 「防災庁設置準備アドバイザー会議」を立ち上げ、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方について議論する。

防災庁設置準備アドバイザー

(五十音順)

- 石井 美恵子 国際医療福祉大学大学院 災害医療分野 教授
- 白田 裕一郎 国立研究開発法人防災科学技術研究所 社会防災研究領域長 兼 総合防災情報センター長
- 江口 清貴 神奈川県情報統括責任者 (CIO) 兼 データ統括責任者 (CDO)
- 大木 聖子 慶應義塾大学 環境情報学部 准教授
- 片田 敏孝 東京大学 大学院情報学環 特任教授
- 加藤 孝明 東京大学 生産技術研究所 教授 兼 社会科学研究所 特任教授
- 河田 恵昭 関西大学 特別任命教授 兼 社会安全研究センター長
- 喜連川 優 情報・システム研究機構 機構長/東京大学 特別教授
- 栗田 暢之 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 代表理事/NPO法人 レスキュー・ストリート 代表理事
- 阪本 真由美 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
- 菅野 拓 大阪公立大学 大学院文学研究科 准教授
- 鈴木 哲夫 ジャーナリスト
- 高橋 良太 全国社会福祉協議会 地域福祉部長/全国ボランティア・市民活動振興センター長
- 榛沢 和彦 新潟大学 医歯学総合研究科 特任教授
- 坂 茂 建築家/芝浦工業大学特別招聘教授
- 廣井 悠 東京大学先端科学技術研究センター教授
- ◎ 福和 伸夫 名古屋大学 名誉教授
- 明城 徹也 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク 理事 兼 事務局長
- 山本 尚範 名古屋大学医学部附属病院 救急科 診療科長
- 矢守 克也 京都大学 防災研究所 教授 兼 副所長

◎ 主査、○ 副主査

災害対応力の抜本的強化の方向性

- **本気の事前防災**
～防災業務の企画立案機能の抜本的強化～
- **災害事態対処、被災地の復旧・復興における司令塔機能の抜本的強化**

(重点的に取り組む事項)

- ▶ 被災者が安心して過ごせる避難生活環境・備蓄体制の抜本的改善
- ▶ 災害専門ボランティア等の育成強化、防災教育の充実など官民連携による災害対応力・地域防災力の強化
- ▶ 情報連携・共有強化などの防災DXのさらなる推進

※ その他、近年の災害における教訓や環境変化を踏まえ、政府として防災機能を強化すべき事項

検討期間

令和7年1月～令和7年夏頃

防災庁の必要性、防災庁の目的・役割

【災害をめぐる状況】

- 気候変動により風水害が頻発化・激甚化
- 南海トラフ地震等の国難級の大規模災害の発生が切迫

【社会状況の変化】

- 災害形態の複雑化、分野や所管を超えた横断的課題増加
- インフラ・ライフラインの相互依存の拡大
- 発災してからでは迅速・的確な対応が困難
- AI、IoT等デジタル技術の防災分野への活用可能性の拡大

【現状の課題】

- 少子高齢化等による社会全体の災害対応力の低下
- インフラ・ライフラインの老朽化、社会基盤サービスの縮小

<行政の体制の課題>

- 政府は発災時は災害対応でパンク寸前、事前防災は中断
- 地方自治体のマンパワー等の逼迫、災害対応リソース不足
- 各実施主体の縦割りによる抜け・漏れ

産官学民一体での総力結集、事前の備えの加速が不可欠

●これまで幾度となく経験した災害

蓄積された経験と教訓を踏まえ、デジタル技術等を活かし、「事前防災」を徹底的に強化し、確実に災害を乗り越える

●今後発生する国難級の巨大災害

従来の制度や前提にとらわれず、被害の劇的低減のための抜本的な防災戦略・戦術を再構築する

我が国の防災全体を俯瞰し、産官学民のあらゆる力をつなぎ合わせ、
我が国にふさわしい**防災の在り方を中長期的に構想・実現する「司令塔」**となる組織が必要

防災庁は、「国民の命と暮らしを守り抜く」ことを究極の目的とし、以下の司令塔機能を担う

(1) 防災に関する基本的政策・
国家戦略の立案

(2) 平時における徹底的な
「事前防災」の推進・加速の司令塔

(3) 発災時から復旧・復興までの
災害対応の司令塔

防災庁において特に強化すべき取組

防災の基本政策・国家戦略の立案機能と司令塔機能の強化

防災の基本政策・国家戦略の立案

- あらゆる事態を想定した上で、デジタル技術等を活用した起こり得る被害の先読みによる防災に関する基本的な政策、国家戦略の企画・立案機能の抜本的強化
- 経験した災害の中長期的、定期的な検証

徹底した事前防災の司令塔

- デジタル公共財を活用した地域レベルでの具体的なシミュレーションによる災害リスク評価、対策計画立案機能の強化
- 関係者による事前防災対策の抜け・漏れ把握、分野横断的な関係者間コーディネートや平時からの実施勧告等による事前防災の推進

発災時から復旧・復興までの災害対応の司令塔

- デジタル技術を活用した災害対策本部の運営や被害状況把握などの災害初動体制の構築
- 被災自治体のワンストップ窓口として、被災者のニーズを俯瞰的に把握
- 過去災害におけるノウハウを活かし、継続的・包括的な被災地支援体制を抜本的に強化

主な取組事項

迅速な被災者支援の実現

- スフィア基準等を踏まえた避難生活環境の抜本的改善
- 避難所運営等に係る訓練実施・標準化
- 専門性を有する民間企業、NPO等との連携

デジタル防災技術の徹底活用（防災DX）

- 平時から復旧・復興までの各フェーズにおいて徹底的にデジタル技術を活用できる基盤構築・環境整備
- 防災DX人材の育成等デジタル防災技術活用体制構築

行動変容に向けた防災教育・普及啓発

- 行動変容につなげる産官学民連携での防災コミュニケーション
- デジタル技術を活用した災害の記録・課題・教訓の継承等

産官学民連携体制の強化

- 産官学民それぞれの災害対応力強化
- あらゆる関係者間の平時から顔の見える体制の構築

災害対応標準化・人材育成

- 産官学民の関係者共通の行動原則による対応手順の標準化
- 大学等と連携した人材育成・研修システムの構築

防災技術の研究開発

- 防災政策推進のための技術ニーズの把握・統合
- 関係機関連携による防災技術の研究開発・実装の推進

国際展開

- 防災技術や知見、教訓等を活用した国際社会との連携
- 防災産業の国際展開

防災庁に求められる組織体制

1. 各府省庁等への勧告等

- 事前防災推進の司令塔として、内閣直下に設置するとともに、内閣総理大臣を助ける専任の大臣を置き、各府省庁等に対する平時からの勧告等の権限を付与（関係府省庁等は尊重義務）。
- 外部有識者が産官学民の様々な分野の専門的な見地から、各種施策の提言や施策の実施状況の調査・審議等を定期的・継続的・機動的に行う枠組みを設置。

2. 十分な体制等の確保

- 「戦略的な防災計画・対策の企画立案」、「事態対処」、「産官学民連携や防災教育・啓発、防災人材育成・訓練などの地域防災力強化」、「円滑な事務遂行のための総合調整」を並行的・継続的に実施できる体制を整備。
- 防災庁が取り組むべき防災施策の確実な実行のため、各役職レベルで、各府省庁、地方自治体、関連団体、企業等と調整・協働ができる十分な人員体制と関係機関による防災対策の抜本的推進に必要な予算を確保。
- 南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害を念頭に、地域の実情に応じた防災体制の支援強化、防災庁の業務継続性の観点等も踏まえ、省庁横断で、都道府県を越え、地域の経済圏内の関係者の総力を結集した災害対応を実現するための体制を構築。

3. 専門人材の確保・育成

- 防災に関する知識・経験が蓄積・継承されるよう、防災庁のプロパー職員を採用・養成。
- 関係省庁の防災関係部局や民間企業等の関係機関との人事交流を積極的に実施。
- 各分野における専門的な外部人材の業務参画・登用を積極的に実施。
- 地方自治体職員や民間人材も対象とした教育・訓練機能の保有、全国の地方自治体の防災拠点との連携

4. 職員が誇りを持ち、持続的に働ける環境づくり

- 必要な処遇改善を図るほか、働き方に配慮した執務環境や生活環境の確保を図る。

防災庁の設置は「出発点」であり、設置後も、定期的な政策の見直しや制度改革を重ね、実効性を高めることが必要